

堺市公報 第158号	令和3年2月19日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○民生委員の定数について 【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	1
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	3
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
<b>&lt;上下水道局公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	15

告 示

堺市告示第59号

堺市民生委員定数条例（平成27年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり堺市の民生委員の定数を定めたので告示する。

令和3年2月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市の民生委員の定数を1,168人とする。

公 告

堺市公告第105号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を下記の期間一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
大阪府堺市美原区太井486番地1  
大守金属株式会社  
代表取締役 大守 孝一
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所  
堺市美原区太井486番地1
- 3 廃棄物処理施設の種類  
破碎施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類  
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず  
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。  
(以上3種類)
- 5 廃棄物処理施設の処理能力

3.917 t / 日 (8時間)

6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 場所

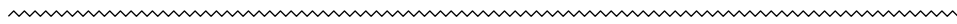
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階  
環境局環境保全部環境対策課

(2) 期間

令和3年2月19日(金)から同年3月20日(土)まで  
ただし、堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する  
休日を除く。

(3) 時間

午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで



堺市公告第106号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第11号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和3年2月4日

堺 市

1 利用権設定各章明細

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借費(円)	借費の支払い方法	
堺市北区長曾根702番地	栗 正	北区中村町	83-107	田	424	東京都練馬区下名神井5丁目5番3号 堺市北区中村町1180番地	山内 一浩 山内 奈良子	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-	
		西区太平寺	172	田	1,821	堺市西区太平寺584番地	木寺 康晴	使用貸借による 権利 (解除条件付)	畑として 利用	令和3年4月1日	令和6年3月31日	-	-	
西区太平寺	173-1	田	925											
堺市南区富蔵176番地1号	北尻 芳孝	南区豊田	983	田	1,120	堺市南区豊田879番地	中谷 謙一	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-	
堺市南区富蔵176番地1号	北尻 芳孝	南区豊田	755-1	田	1,074	堺市南区豊田895番地1	奥野 颯行	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-	
堺市南区富蔵176番地1号	北尻 芳孝	南区豊田	682	田	545	堺市南区豊田893番地1	大上 元一	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-	
堺市南区富蔵176番地1号	北尻 芳孝	南区豊田	921	田	386	堺市南区豊田890番地	大上 岩夫	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-	
		南区豊田	922	田	565									
		南区豊田	923	田	545									
堺市中区深井水地町2859番地6	谷川 幸司	中区深井畑山町	2532	田	469	堺市中区東山269番地1	銭谷 誠啓	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-	
堺市西区菱木4丁目2746番地	森口 久司	南区福築3丁	1577	田	608	堺市南区福築1丁目3054番地1	川邊 勝治	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年4月1日	令和6年3月31日	-	-	
		南区福築3丁	1578	田	505									
堺市中区小阪587番地	藤原 武平	中区上之	2014	田	817	堺市東区草尾120番地	田中 賢	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年4月1日	令和6年3月31日	-	-	
大阪府大阪狭山市大野台6丁目 19番14-101号	山本 英樹	中区陶器北	2327	田	1,966	堺市中区陶器北486番地	東野 一雄	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年3月1日	令和13年2月28日	-	-	
		中区深井畑山町	122-1	畑	2,812									
		中区深井畑山町	122-2	畑	211									
堺市中区福田629番地15	安田 昭広	中区深井畑山町	123	田	89	堺市中区福田400番地2	高橋 保彦	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年4月1日	令和6年3月31日	-	-	
堺市中区深阪6丁目16番3号	樋川 重廣	西区太平寺	517-2	田	993	大阪府和泉市府中町4丁目21番17号	中塚 廣一	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-	

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)			設定する利用権				
住所	氏名	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借費(円)	借費の支払い方法
堺市中区深阪6丁16番3号	樋川 重寛	樋川 重寛	西区太平寺	275	田	965	堺市西区太平寺536番地	木寺 清子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-
堺市東区野尻町275番地45	高瀬 貞俊	高瀬 貞俊	北区野尻町	459	田	1,067	堺市北区野尻町486番地	西野 恵子	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
堺市東区野尻町275番地45	高瀬 貞俊	高瀬 貞俊	北区野尻町	416	田	1,160	堺市北区黒土町2247番地	西川 義和	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-
堺市北区八下北4番51号	石崎 隆則	石崎 隆則	北区野尻町	363	田	1,292	堺市北区黒土町2247番地	西川 義和	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-
堺市西区浜寺石津町中2丁7番3号	大西 道弘	大西 道弘	南区福藪1丁	3035	畑	1,626	堺市南区福藪2丁3015番地1	中面 則一	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-
堺市美原区菅生178番地101	杉田 高藏	杉田 高藏	美原区平尾	489-1	田	1,888	堺市美原区菅生475番地1	澤野 泰典	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-
			美原区平尾	538	畑	1,695 のうち1,647								
堺市東区高松486番地	谷 好勝	谷 好勝	東区北野田	676	田	1,203	東京都区役代々木4丁目41番7号 参宮橋マンション205	山田 睦善	使用貸借による 権利	田として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
大阪府大阪狭山市山本北 1285番地の27	小谷 精宏	小谷 精宏	東区北野田	732	田	1,041								
大阪府大阪狭山市山本北 1285番地の27	小谷 精宏	小谷 精宏	東区北野田	733	田	899								
堺市中区東八田204番地1	西尾 順一	西尾 順一	東区草尾	610	畑	985	堺市東区草尾1160番地	小谷 清	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
堺市中区北之967番地	豊西 克嘉	豊西 克嘉	東区草尾	611	畑	1,084	堺市東区草尾1160番地	小谷 清	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年3月1日	令和6年2月29日	-	-
堺市中区北之973番地1	永吉 智宏	永吉 智宏	中区深井畑山町	2606-1	田	2,275 のうち575	堺市東区東湊町5丁296番地	森 幸太郎	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-
堺市中区東山61番地1	西尾 光雄	西尾 光雄	中区深井畑山町	2606-1	田	2,275 のうち600	堺市東区東湊町5丁296番地	森 幸太郎	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-
			中区深井畑山町	2606-1	田	2,275 のうち500	堺市東区東湊町5丁296番地	森 幸太郎	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-
			中区深井畑山町	2606-1	田	2,275 のうち600	堺市東区東湊町5丁296番地	森 幸太郎	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年5月1日	令和6年4月30日	-	-

1 利用権設定各簿明細(農地中間管理事業分)

利用権の設定を受ける者(借り手)		利用権を設定する者(貸し手)				設定する利用権							
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積(m <sup>2</sup> )	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借費(円)	借費の支払い方法
大阪市中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	中区陶器北	2087	畑	372	堺市中区東山361番地5	河合 章子	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和3年3月1日	令和8年2月28日	-	-
堺市中区陶器北928番地12	橋 健一郎					大阪府中央区南本町2丁目1番8号	一般財団法人 大阪府みどり公社	農地中間管理事業 共通事項					

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



解除条件付 (法 18-2-6)
---------------------

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備 考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考
賦課金・水利費	賦課金・水利費とも転借人が負担	—

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
—	—	—	—

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
賦課金・水利費	賦課金・水利費とも転借人が負担	—



## 堺市公告第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市東区菩提町二丁65番及び66番並びに地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市東区菩提町二丁62番地の1  
社会福祉法人頌徳福祉会  
理事長 日野 頌三

### 上下水道局公告

## 堺市上下水道局公告第34号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年上下水道局管理規程第12号）第2条の規定により準用する堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月19日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
堅川・古川下水ポンプ場施設維持管理業務 1式

- 2 契約に関する事務を担当する局部課の名称及び所在地  
上下水道局サービス推進部事業サポート課  
堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
  
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月27日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
世界産業株式会社  
代表取締役 榎並 巧二  
大阪府泉佐野市南中樫井473番地の1
  
- 5 落札金額  
¥86,674,500-（取引に係る消費税額等を含む。）
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年12月4日